

総理府  
○ 告示第五号  
大蔵省

日本政策投資銀行法施行令（平成十一年政令第二百七十一号）第二条第四号の規定に基づき、日本政策投資銀行の投融資指針の記載事項のうち主務大臣が定めるものとして次の事項を定め、平成十一年十月一日から適用する。

平成十一年九月三十日

内閣総理大臣 小渕 恵三

大蔵大臣 宮澤 喜一

日本政策投資銀行法施行令第二条第四号に規定する主務大臣が定める事項は、寄託金その他の特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるための資金を受け入れて貸付けを行う場合における当該資金の使途及び当該資金の受入先とする。